

愛知県スタートアップ支援拠点の整備等事業に関するヒアリング実施要領

1 ヒアリングの実施

(1) 日時

2019年10月9日（水）から2019年10月15日（火）までの4日間
（いずれも時間は午前9時から午後5時まで）

(2) 場所

愛知県又は東京都

日時	場所	
10月9日（水） 10日（木）	東京都会場	株式会社日本総合研究所 東京都品川区東五反田2丁目10-2 東五反田スクエア
10月11日（金） 15日（火）	愛知県会場	安保ホール 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目15-9

※ 1社/グループあたり、30分～60分程度で実施。なお、実施場所の詳細については、別途通知します。

(3) 対象事業者の要件

愛知県スタートアップ支援拠点の整備運営に意欲を有する法人又は法人のグループで、実施を前提とした実現性のある事業手法及び事業計画を提案できること。

(4) ヒアリングの内容及び実施方法

ア 愛知県スタートアップ支援拠点整備等事業について

申込書受領後に順次、愛知県スタートアップ支援拠点の整備等事業に関する県の検討資料を提供します。

イ ヒアリング項目

「別紙（ヒアリング項目）」参照

ウ 実施方法

ヒアリングは非公開としますが、ヒアリング内容については、事業者と調整の上、県が作成する資料等にその概要を紹介させていただくことがあります。

(5) その他

民間事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、ヒアリングは個別に行います。

2 ヒアリング参加の申込み（事前申込制）

様式1-1～1-3、2（質問がある場合）に必要事項を記入し、Eメールへ添付の上、期限内に申込先へご提出ください。件名は【ヒアリング申込み（法人名）】としてください。グループで応募する場合は、代表する法人が提出してください。

なお、申込みに当たっては、法人等の概要が分かる資料（様式自由）を併せてご提出ください。

(1) 申込先

愛知県経済産業局スタートアップ推進課

E-mail : startup(at)pref.aichi.lg.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。

お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。

(2) 提出期限

2019年9月27日（金）正午まで【必着】

(3) 申込みに関する質問について

質問はメールで受け付けます。電話での対応は致しかねますのでご了承ください。

(4) 留意事項

ヒアリングについては、提出書類の不備等がない限り、原則として、対象事業者の要件を満たす全ての事業者と実施します。

なお、申込書受領後に対象事業者の要件を確認し、順次、あいちスタートアップ支援拠点の整備等事業に関する県の検討資料を提供します。

3 ヒアリング資料の提出

別紙ヒアリング項目1～8に係るご意見等についてまとめたヒアリングシート（様式自由。A4サイズで8枚以内）を作成し、Eメールへ添付の上、期限内に上記申込先へご提出ください。件名は【ヒアリング資料の提出（法人名）】としてください。なお、グループで応募する場合は、代表する法人が提出してください。

提出期限 2019年10月4日（金）正午まで【必着】

4 整備運営に向けての前提条件等（ヒアリング時点案）

（1）対象となる施設

愛知県スタートアップ支援拠点「ステーションA i」

（2）施設概要

所在地	名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号
敷地面積	約7,300 m ²
延床面積	約14,100 m ²

（3）主要な機能

コワーキングスペース、シェアオフィス、イベント・交流スペース、テック・ラボ（実験、試作品作製等）、宿泊・滞在施設、商業施設（カフェ・レストラン等）

（4）事業手法

P F I法に基づき、設計・建設、維持管理及び運營業務を行う。施設整備は、B T（Build Transfer）とし、運営については、公共施設等運営権を設定するコンセッション方式を導入する。

また、事業実施事業者はSPC（特別目的会社）とする。

5 留意事項（必ずご覧いただき、下記の項目をご了解の上お申込ください）

（1）参加及びご意見等の取扱い、参加に要する費用

ア ヒアリングへの参加実績は、ステーションA iの入札における評価の対象とはなりません。

イ いただいたご意見等につきましては、ステーションA iの施設整備に向けた検討の参考とさせていただきます。

ウ ヒアリングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

（2）追加ヒアリングへの協力

必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加ヒアリング（文書照会含む）を行うことがあります。

（3）実施結果の公表

ヒアリングの実施結果については、概要をホームページ等で公表する場合があります。公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

6 参考情報

○ コンセッション方式とは

利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式であり、既存の施設においても新設の施設においても設定が可能です。

運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設管理者等への事前の届出を要件とした利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫の活用が効果として期待されます。

また、運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が期待されます。

7 問い合わせ先

愛知県経済産業局スタートアップ推進課 長谷部・今枝・奥野

電 話：052-954-6699

E-mail：startup(at)pref.aichi.lg.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。

お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。

住所：〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
本庁舎地下1階